

警察は、道路交通法を根拠に公道におけるビラ配布について、警察の許可が必要であると干渉してくる事例があるが、公道におけるビラ配布活動に警察の許可は不要である。

いわゆる有楽町ビラまき事件について、東京高等裁判所(昭和41年2月28日判決)は、「道路交通法77条1項4号により公安委員会が定めることを委任されている範囲は、法自体において明示するところの、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為であること前提とするものであることは法文上疑いをいれる余地がない」「法77条1項4号の規定により公安委員会の定めた行為であっても、一般にそれが法にいわゆる一般交通に著しい影響を及ぼすような行為に該当すると解することができなければ、法定の要許可行為とならないことは言うまでもない」注・法が例示するのは「祭礼行事」「ロケーション」

「被告人らの印刷物の交付が、一般交通にある程度の影響を及ぼしたことはこれを否定できないにしても、前述の意味での一般交通に著しい影響を及ぼすおそれがあったとは認めがた」いとして、無罪判決を言い渡した東京地裁判決を支持して検察官の控訴を棄却した。

要は、車道でビラ配布をすることは無いので、歩道上でビラ配布をしても、そのことが人の通行に著しい影響を与えることは考えられないことから、公道(歩道)におけるビラ配布については、警察の許可は不要である、ということになる。

道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則の該当条文を下記の示す

下記の条文からも数人で行う街頭宣伝、ビラ配布が警察の許可が必要ではない行為であることが判る。この東京高裁判決が先例となっており、公道におけるビラ配布に警察の許可は不要であるとの法秩序が確立していると言える。

道路交通法(道路の使用の許可)

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

- 1 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 2 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 3 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 4 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行

為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

神奈川県道路交通法施行細則

(道路使用の許可事項)

第17条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号から第6号まで及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動を除く。

- (1) 祭礼行事等のため、道路にみこし、だし、舞台等を置き、又はこれらを運行すること。
- (2) 道路において、集団行進(児童、生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は通常の冠婚葬祭による行列を除く。)、競技、仮装行列、パレードその他これらに類する催物を行うこと。
- (3) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (4) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目をひくような装飾をし、又は拡声器を用いて放送しながら道路を通行すること。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、楽器を鳴らし、又は著しく人目をひくような装いをして広告又は宣伝をすること。
- (6) 演説、演芸、奏楽、映写、路上販売その他の方法により、道路に人寄せをし、又は道路に人が集まるような行為をすること。
- (7) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会又は踊りその他これらに類する行為をすること。
- (8) 道路において、ロボットの歩行若しくは移動を伴う実証実験又は搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を行うこと。
- (9) 交通のひんぱんな道路において、広告又は宣伝のため、印刷物その他の物を配布し、又は人が集まるような方法で寄付を募集し、若しくは署名を求める行為をすること。